

通行できない経路は 不許可となります

これまで算定あるいは協議の結果、通行できない経路であることが判明した場合、迂回路等の補正の連絡をしていましたが、**10/1受付分より不許可**となります。

- * 全ての経路が通行できない場合は、申請そのものが**不許可**となりますが、複数経路のうち、一部に**通行できない経路**が存在する場合、通行できる経路のみの許可となります。
- * **通行できない経路は、不許可経路調書**で確認願います。
(オンラインの場合は、条件書及び不許可経路調書で確認願います。)

不許可

株式会社〇〇〇 殿
特殊車両通行許可申請の不許可について (通知)
平成〇〇年〇月〇日付けで申請のあった標記について下記により不許可とする。
記
・不許可とした理由

不許可経路調書

株式会社〇〇〇 殿
不許可経路調書
平成〇〇年〇月〇日付けで申請のありました標記について、下記の経路について不許可といたしますからご承知ください。
記
1. 不許可となった経路
2. 不許可とした理由

- ※ 不許可となった経路であっても審査のために要した手数料は徴収します。
- ※ 不許可となった経路については、必要に応じ、迂回路等の訂正を行って再度申請して下さい。 その場合、手数料はあらためて必要となります。

申請件数の増加による処理期間の短縮を図るために必要ですので、
ご理解とご協力をお願いします。

申請前に申請支援システム (<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/>)の算定機能で通行の可否を必ず確認のうえ申請するようにしてください!

近畿地方整備局 道路部 交通対策課
大阪国道事務所 管理第一課 特殊車両係
電話06-6932-1421(代)